

周南市バスケットボール協会 公式ホームページ運用要領

1. 目的

協会活動（大会・講習会・審判/指導者関連等）の情報を正確かつ迅速に発信する。
市協会・加盟チーム・関係者への連絡窓口を統一する。
個人情報・著作権等に配慮し、適正な運用を行う。

2. 適用範囲

本協会が運営する公式ホームページ（および同ドメイン配下のページ）
公式に掲載する文書・画像・動画・PDF等のコンテンツ一式
※SNSを運用する場合は別途運用ルールを定める（または本要領に準用）。

3. 運用体制（役割）

管理責任者（会長・理事長）：最終責任、重大案件の承認、削除判断
サイト管理者（事務局長/広報担当）：更新作業、アカウント管理、バックアップ
編集担当（各委員会担当）：原稿作成、事実確認、期限内提出
承認者（理事長）：掲載前確認（誤情報・表現・個人情報・著作権）

4. 掲載対象（基本方針）

- ・大会要項、組合せ、大会の様子、結果、日程変更、連絡事項
 - ・大会要項等の掲載範囲は、市協会の主催行事・共催行事・後援行事を対象とする。
 - ・講習会・研修会の案内・様子、募集要項
 - ・協会の概要、役員、規約・規程、各種申請書式
 - ・周南市バスケットボール協会の歴史等の資料
 - ・関係団体（県協会、JBA等）の重要通知（必要に応じリンク）
- ※営利目的の広告、個人の宣伝、特定チームのみを過度に優遇する内容は原則掲載しない。
但し、スポンサー企業様のホームページは除く

5. 更新ルール（投稿・承認フロー）

- ・原稿提出：編集担当→サイト管理者（期限：原則「掲載希望日の1日前」）
- ・内容確認：誤字脱字、日付/会場/申込先、添付資料、個人情報の有無
- ・承認：承認者がOK後に公開（緊急時は事後承認も可）
- ・公開後点検：表示崩れ、リンク切れ、PDF差し替え漏れを確認

6. 表記・品質基準

- ・事実（日時・会場・締切・費用・連絡先）は複数人で確認

- ・ 文体は公的案内として簡潔に（誤解を招く表現、煽り表現は避ける）
 - ・ ファイル名は内容と日付が分かる形（例：2026_shunan_taikai_youkou.pdf）
 - ・ 掲載日、更新日を可能な範囲で明示
7. 個人情報・肖像権の取扱い
- ・ 参加者名簿、住所、電話、メール等の個人情報は原則掲載しない
 - ・ 結果掲載は「氏名掲載の必要性」と「公開範囲」を検討（最小限に）
 - ・ 写真掲載は、可能な範囲で事前同意を得る（未成年は特に配慮）
 - ・ 苦情・削除依頼があった場合は速やかに事実確認し、必要に応じ非公開化
8. 著作権・リンク・転載
- ・ 他団体資料の転載は原則禁止（必要時は許諾を得る）
 - ・ 画像・ロゴ・文章は権利確認済みのもののみ使用
 - ・ 外部リンクは信頼性を確認し、リンク先変更・削除に注意
 - ・ 外部リンク先は公的機関のみとする。
（単独チーム・個人等のリンク先は記載しない）
9. セキュリティ（アカウント管理）
- ・ 管理画面 ID・パスワードは担当者間で厳重管理（使い回し禁止）
 - ・ 退任/異動時は速やかに権限変更・パスワード変更
 - ・ 二要素認証を設定
 - ・ 不審なログインや改ざん疑いがあれば、即時パスワード変更＋管理責任者へ報告
10. 保守・バックアップ
- ・ サーバーが物理衝撃で壊れた場合→サーバー側で自動バックアップ
（CMS 機能/サーバー機能を利用しミラーリング）
 - ・ 人為的削除は、別途対応とする。
 - ・ 年 1 回、リンク切れ・古い PDF・問い合わせ先の棚卸しを実施
11. 緊急時（誤掲載・事故対応）
- ・ 誤情報は速やかに修正し、「修正した旨」を必要に応じ追記
 - ・ 個人情報漏えい等の重大事案は、管理責任者へ即報告し、関係者連絡・再発防止を実施
 - ・ サイト停止が必要な場合は管理責任者判断で一時非公開
12. 問い合わせ窓口
- ・ 問い合わせ先：周南市バスケットボール協会

13. 改定

- ・本要領は必要に応じて見直し、理事会の承認を経て改定する。

14. その他「写真掲載は、可能な範囲で事前同意」について

- ・各種大会・講習会・研修会の要項に下記の文章を記載する。

記

1. 提出書類に記載されたデータ(画像データ含む)は、主催者が大会運営のため大会プログラムや市協会公式サイトなどに使用するほか、大会報道を目的として報道機関に提供することがある。その他、個人情報及び肖像権の取り扱いについては別途定める。
2. 試合中継や大会に連動した事前・事後企画等での使用を目的として撮影された写真や映像(対象として選手・応援者個人の肖像や横断幕等の製作物等を含む)の全部またはその一部(静止画を含む)は、場内での大型映像装置による放映をはじめ、公式メディア、テレビニュース、その他関連する現存または将来存在するであろうメディア等、ならびに、大会主催者に指定された者(パートナー企業を含む)により製作する映像作品をはじめとした各種の販売物等で使用される場合があるため、使用目的にかかわらず、これにつき予め無償にて同意したものとみなす(なお、未成年の場合は保護者が同意したものとみなす)。

15. 附 則

- 1 この要領は、2026年4月1日から施行する。